

物 品 売 買 仮 契 約 書 (案)

下記物品売買について、発注者 糸満市長 當銘真栄を甲とし、受注者_____を乙として次のとおり契約を締結する。

(要項)

第1条 この契約の要項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物品名及び数量 油圧式パワーショベル 2台
- (2) 納 入 場 所 糸満市内
- (3) 納 入 期 限 令和9年1月12日
- (4) 契 約 金 額 金 円也
 うち取引に係る消費税
 及び地方消費税の額
- (5) 契 約 保 証 金 金 円也
- (6) 契 約 不 適 合 責 任 期 間 物品納入検査済の日から起算して1年間
- (7) 契 約 金 の 支 払 物品納入検査後甲が適法な請求書を受理した日から30日以内
(契約規則の適用)

第2条 この契約に定めのない事項については、糸満市契約規則によるものとする。

(仕様書の変更)

第3条 甲は、特に必要があるときは、仕様書を変更することができる。この場合、契約金額又は納期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約の一部又は全部を他に委託し、請負わせ又は委任してはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入費用の負担)

第5条 乙は仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく物品の納入に必要な費用について負担する。

(検査及び引渡し等)

第6条 乙は、納入に際し、又は甲の定める日時に立会いのうえ甲の定める検査を受けなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、仕様書等にてあらかじめ指定された場合を除き、一括し

て納入しなければならない。ただし、仕様書等にてあらかじめ指定されていない場合であっても、物品の性質上可分であるものについて甲がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

- 3 甲は、乙が検査に立ち会わないときは、当該検査の結果について乙の異議の申立てを認めないものとする。
- 4 甲は、検査に合格したとき、乙から物品の引渡しを受けるものとし、同時に物品の所有権は乙から甲へ移転するものとする。
- 5 検査に直接要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。
- 6 乙は、検査に合格しないときは、甲の指示する期間内に物品の引換え若しくは製作の直し、又は補修を行わなければならない。この場合の引換え若しくは再製作又は補修後の納入については、前条及び前各項の規定を準用するものとする。

(検査前の紛失等)

第7条 物品を指定場所に持ち込み、前条に規定する検査の前に、紛失又はき損したときは、その損害は乙の負担とする。ただし、天災その他特別の理由があると認められるときは、甲、乙協議してその負担者及び負担額を定める。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をし

ないでその時期を経過したとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受
ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第9条 甲は、引き渡された物品に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約
不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の
解除をすることができない。

- 2 前項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用
せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

- 3 甲は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかか
わらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をするこ
とはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限り
でない。

(履行遅延の場合の違約金)

第10条 乙の責任に帰する理由により、納入期限内に物品を納入することができない場合
において、期限後に納入する見込みのあるときは物品納入後、甲は乙から違約金を徴収
する。

- 2 前項の違約金は延滞日数1日について、延滞数量に対する代金の年3.4パーセントに相当
する額とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合はこの契約を解除することができる。

- (1) 納入期限又は変更納入期限までに物品を完納しないとき又は完納する見込みがな
いと明らかに認められるとき。
- (2) 第6条第6項の規定による不合格物品の代品納入の命令に従わないとき。
- (3) 検査の際、乙又はその代理人その他使用人が甲の指定する係員の職務の執行を妨
げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 前3号のほかに、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することがで
きないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、契約金額の10分の1に相当する違約金
を乙から徴収することができる。

(紛争の解決)

第12条 甲及び乙は、この契約について紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めてない事項については、規則によるほか、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(信義則)

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(特約事項)

第14条 この仮契約書は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定により、本契約締結のために糸満市議会の議決を要する。糸満市議会の議決を得たときは、甲は議決のあった旨を遅滞なく乙へ通知するものとする。その通知及び議決の日を以って本書は本契約書に替わるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 甲 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長 當銘 真栄

印

受注者 乙 住 所

商 号

氏 名

印